

**障がい福祉サービス
居宅介護・重度訪問介護・移動支援
重要事項説明書**

ヘルパーステーションクローバー

株式会社axicare

指定障がい福祉 居宅介護、重度訪問介護、移動支援
重要事項説明書

1 事業の目的

指定居宅介護、重度訪問介護、移動支援（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者（以下「従業者」といいます。）が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者等」といいます。）に適正なサービスを提供することを目的とします。

2 運営の方針

従業者等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

また、事業所の従業者等は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 ヘルパーステーションクローバーの概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	ヘルパーステーションクローバー
指定事業所番号	0110302205
所在地	札幌市白石区北郷8条4丁目2-25 OMレジデンス北郷8条101号室
連絡先	TEL:011-799-4458 FAX:011-799-4459
サービス提供地域	札幌市

※上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名 (内兼務) 1名	0名	管理	1名
サービス提供責任者	看護師 介護福祉士	3名	0名	業務監督調整	3名
従業者	介護福祉士	3名	0名	訪問介護	3名
	初任者研修	0名	6名		6名

	2級訪問介護員	0名	0名		0名
--	---------	----	----	--	----

(3) 営業日および営業時間（窓口対応の営業日および営業時間）

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

(4) サービス提供日・提供時間

提供日	365日（12月29日～1月3日を除く）
提供時間	午前7時から午後9時まで

4 サービス内容と料金

(1) サービスの内容

・居宅介護

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。

① 食事介助

食事の介助を行います。

② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースを尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせで行います。

④ 排泄介助

排泄の介助、おむつ交換を行います。

⑤ 買物

利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

⑥ 調理

利用者の食事の用意を行います。

⑦ 掃除・整理整頓

居室の掃除や整理整頓を行います。

⑧ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行います。

⑨ 通院等介助

通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

- ・ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

- ・ 移動支援

- ① 外出時の利用者の健康面の管理
- ② 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
- ③ 外出に伴う支援
- ④ 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- ⑤ 外出から帰宅した直後の対応支援（荷物整理等）

その他生活等に関する相談や助言をいたします。

従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(2) サービスの料金

別紙参照

5 サービスの申込方法

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

6 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化 (担当者)	管理者 仙北 開治
-------------------------	-----------

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

7 当ホームヘルプステーションの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の生活を援助します。

(2) サービス利用のために

① 従業者の変更

変更希望がありましたらお申し出ください。ご相談に応じます。

② 従業者の研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

③ サービスマニュアルの作成

居宅介護計画書等のサービスを提供するための利用者別のマニュアルを整備しております。

(3) その他

①業務継続計画の策定等について

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

②衛生管理等

- ・ 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- ・ 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ・ 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ・ その他ハラスメント防止のために必要な措置

8 緊急時の対応方法

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者

の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	札幌市役所本庁舎
	担 当 部 ・ 課 名	札幌市障がい福祉課
	電 話 番 号	0 1 1 - 2 1 1 - 2 9 3 8
主治医	主 治 医 氏 名	
	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	

9 個人情報の利用と守秘義務

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

10 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1.3 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1.4 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者へ確認を受けることとします。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.5 サービスについての意見・要望・苦情等

(1) 利用者ご意見、要望、苦情の窓口

電話 011-799-4458 FAX 011-799-4459

受付時間は午前8時30分から午後17時30分（月曜日～金曜日）

担当：仙北 開治

(2) 区市町村の相談・苦情窓口

札幌市障がい福祉課

電話 011-211-2938

1.6 法人の概要

法人名称	株式会社 axicare
代表者	代表取締役 仙北 開治
法人本部所在地	札幌市東区東苗穂7条3丁目11番6号
電話番号	011-374-6824
事業開始	2022年7月1日
法人設立	2022年3月31日

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 札幌市東区東苗穂7条3丁目11番6号
名 称 株式会社axicare

㊞

事業所

所在地 札幌市白石区北郷8条4丁目2-25
OMレジデンス北郷8条101号室

事業者名 ヘルパーステーションクローバー

管理者 仙北 開治 ㊞

事業所番号 0110302205

説明者名 ㊞

同意書

年 月 日

私は、本書面により事業所から居宅介護等について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

家族・代理人・成年後見人等

住所 _____

氏名 _____ (印)